吉川松伏消防組合のお知らせ

問合せ／消防本部予防課 TEL 048-982-3919

◀ 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられております。住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、警報します。

住宅火災による死傷者の方の多くは、火災に気づくのが遅れ、逃げ遅れたことによるものです。火災を早期に発見し、尊い命や大切な財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

Q　住宅用火災警報器はどこに設置するのですか？

A　○寝室(家族各々に寝室があれば、それぞれに必要)
　○寝室のある階の階段
　※台所への設置は任意

【設置が必要な場所】
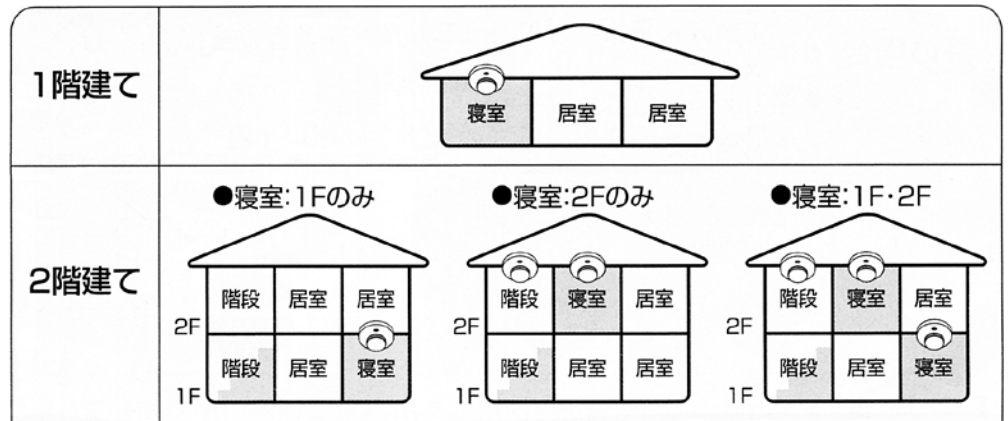
Q　取り付け位置はどこですか？

A　○天井に設置する場合は、住宅用火災警報器の中心を壁面から60cm以上離します。
　○壁面に設置する場合は、天井の下方15～50cmに住宅用火災警報器の中心がくるように取り付けます。
　○エアコンなどの噴き出し口付近に設置する場合は、吹き出し口から1.5m以上離します。
　※詳細は、住宅火災警報器の取扱説明書をご確認ください。

秋の火災予防運動(11月9日～15日)

平成23年度全国統一防火標語　「消したはず　決めつけないで　もう一度」

総務課のお知らせ

問合せ／職員文書担当 TEL 991-1896

平成24年度新規採用職員(保健師)を募集します

平成24年4月1日採用予定の保健師を次のとおり募集します。

【募集内容】 **■職種**／保健師
■採用予定人数／若干名
■受験資格／昭和54年4月2日以降に生まれた方
保健師の免許を有する方、又は第98回保健師国家試験において保健師免許を取得見込みの方

【試験内容】 第1次試験(筆記試験)※一般教養試験及び専門試験
■日程・会場／ 12月4日(日)・役場第二庁舎3階301会議室
第2次試験(人物試験)
■日程・会場／第1次試験合格者に通知します。

【募集方法】 受験案内(11月1日(火)から町ホームページ・総務課・中央公民館で配布)に記載の応募書類を、11月18日(金)までに郵送(必着)又は持参してください。
※詳細は受験案内をご確認ください。